

ダウンロード

○千葉県公有財産管理規則（昭和44年12月15日規則第99号）

千葉県公有財産管理規則

昭和四十四年十二月十五日
規則第九十九号

改正	昭和四五年一〇月一五日規則第六八号	昭和四九年一〇月二一日規則第七三号
	昭和五三年 四月 一日規則第一八号	昭和五六年 四月 一日規則第二九号
	昭和五七年 四月 一日規則第二七号	昭和五八年 四月 一日規則第二三号
	昭和五八年一月二五日規則第八四号	昭和六二年 三月 三日規則第六号
	平成 元年 八月三〇日規則第八六号	平成 三年 三月二九日規則第二六号
	平成 九年 八月 八日規則第六八号	平成一一年 三月二三日規則第一八号
	平成一一年一二月二八日規則第八九号	平成一三年 三月二七日規則第二七号
	平成一三年一月 二日規則第一〇七号	平成一五年 四月 一日規則第七四号
	平成一六年 四月 一日規則第五九号	平成一七年 三月 七日規則第二五号
	平成一七年 四月一九日規則第一一四号	平成一八年 三月三一日規則第八五号
	平成一九年 三月三〇日規則第五〇号	平成二〇年 三月三一日規則第二八号
	平成二三年 三月三一日規則第三四号	平成二五年 五月三一日規則第六九号
	平成二六年 三月三一日規則第二三号	平成二七年 三月三一日規則第二〇号
	平成二七年一二月 四日規則第六二号	平成三一年 三月一五日規則第一一号
	令和 二年 三月三一日規則第二一号	令和 三年 九月三〇日規則第五一号
	令和 四年 九月三〇日規則第七四号	

千葉県公有財産管理規則

目次

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 取得（第十条—第十三条）

第三章 管理

第一節 通則（第十四条—第十九条）

第二節 行政財産の使用の許可（第二十条—第二十五条）

第三節 行政財産の貸付け等（第二十六条—第二十六条の三）

第四節 普通財産の貸付け（第二十七条—第三十六条）

第五節 財産の借受け（第三十七条）

第四章 処分

第一節 売払い等（第三十八条—第四十二条の二）

第二節 信託（第四十二条の三・第四十二条の四）

第四章の二 協議（第四十二条の五—第四十二条の八）

第五章 公有財産台帳（第四十三条—第四十七条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 公有財産の取得、管理及び処分に関しては、法令、条例又は他の規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公有財産 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百三十八条第一項に規定する公有財産（船舶にあつては、総トン数二十トン以上のものに限る。）及び公有財産に準ずる財産をいう。

一の二 部 千葉県行政組織条例（昭和三十三年千葉県条例第三十一号）第六条に規定する部、警

察本部及び千葉県教育委員会行政組織規則（昭和三十五年千葉県教育委員会規則第二号）第十七条第一項に規定する部（以下「教育庁の部」という。）をいう。

二 部長 部の長（警察本部の長及び教育庁の部の長にあつては、法第百八十条の二の規定により補助執行させる場合に限る。）をいう。

三 課長等 部に属する課及び課に相当するものの長並びに千葉県組織規程（昭和三十二年千葉県規則第六十八号）第十八条第一項から第三項までの規定による出先機関並びに千葉県警察基本条例（昭和三十九年条例第二十五号）第八条第一項に規定する警察署の長をいう。

四 所管換え 教育財産以外の行政財産又は普通財産を教育財産とすることをいう。

五 会計換え 地方公営企業の特別会計に属しない公有財産を地方公営企業の特別会計に属させることをいう。

五の二 引継ぎ 教育委員会が管理している公有財産又は地方公営企業の特別会計に属している公有財産を引き継ぐことをいう。

六 分類換え 行政財産の用途を廃止して普通財産とし、又は普通財産を行政財産とすることをいう。

七 所属換え 所管換え及び会計換えの場合を除くほか、公有財産を管理する者又はその事務を分掌する者を変更することをいう。

八 用途変更 行政財産についてその行政目的を変更することをいう。

九 現状変更 土地の形質の変更並びに建物の改築、移築及び移転をいう。

十 供用 公有財産を他の部又は地方公営企業の事務の用に供することをいう。

十一 財産管理システム 電子計算機を利用して公有財産の取得、管理、処分等の記録等を行う情報処理システムで総務部資産経営課長（以下「資産経営課長」という。）が管理するものをいう。

十二 公有財産台帳 公有財産の種類、所在地、数量及び価格その他の知事が別に定める公有財産の管理及び運用に必要な事項の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で財産管理システムに記録されたものをいう。

一部改正〔昭和五六年規則二九号・六二年六号・平成一三年二七号・一〇七号・一六年五九号・一八年八五号・一九年五〇号・二三年三四号・二六年二三号・二七年二〇号・令和四年七四号〕

（行政財産の管理者）

第三条 部長は、その部の事務の用に供する行政財産の管理及び取得に関する事務を行う。

2 課長等は、前項に規定する行政財産の管理及び取得について部長の事務を分掌する。

3 二以上の部において使用する行政財産のうち統一的に管理する必要がある行政財産で知事が定めるものは、これを使用する部の長のうち知事が指定する者の所管に属する。

全部改正〔昭和五六年規則二九号〕

（普通財産の管理者）

第四条 総務部長は、普通財産の管理、取得及び処分（交換、売払い、譲与、信託及び取壊しをいう。以下同じ。）に関する事務を行う。

2 前項の規定にかかわらず、部長は、当該部長の取り扱う事務と密接な関連があると知事が認める普通財産の管理、取得及び処分に関する事務を行う。

3 法第二百三十八条第一項第五号に掲げる財産（以下「知的財産権」という。）のうち、前項に規定する普通財産以外の普通財産であつて、その取得が前項の規定によるものの許諾その他の管理及び処分に関する事務は、第一項の規定にかかわらず、当該取得をした部長が行うものとする。

4 総務部長は、行政財産の用途を廃止して普通財産とした場合において次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を管理していた部長に当該用途の廃止に係る普通財産について同項に規定する管理及び処分の事務を行わせることができる。

一 交換又は信託に供するため用途を廃止したとき。

二 使用に耐えない建物、工作物、船舶又は航空機を取り壊すため、その用途を廃止したとき。

三 前各号に掲げるもののほか、知事が当該用途の廃止に係る普通財産の管理を総務部長においてすることが技術上その他の関係から適当でないと認めるとき。

- 5 前条第二項の規定は、前三項に規定する普通財産の管理及び処分の事務について準用する。
- 6 資産経営課長は、普通財産の管理、取得及び処分の事務について総務部長の事務を分掌する。
全部改正〔昭和五六年規則二九号〕、一部改正〔昭和五八年規則八四号・六二年六号・平成一九年五〇号・二六年二三号〕

(権限の委任)

第四条の二 知事は、千葉県組織規程第十八条第一項から第三項までの規定による出先機関の長（以下「出先機関の長」という。）に、次の各号に掲げる事務を処理する権限を委任する。ただし、第一号、第三号及び第四号（第二号に掲げる使用許可の内容の変更を除く。）に掲げる事務であつて使用料の減免を伴うものを処理する権限については、この限りでない。

- 一 電柱類（支線及び支線柱を含む。）、公衆電話ボックス、公衆電話機、水道管、ガス管及び自動販売機の設置を目的とする使用許可
 - 二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第一項又は第八項に規定するポスターの掲示場の設置を目的とする使用許可
 - 三 使用の期間が三十日未満の使用に係る使用許可（前各号の使用許可を除く。）
 - 四 前各号に掲げる使用許可の内容の変更
- 2 前項に定めるもののほか、知事は、同項に規定する者に、土地及び建物の借受契約を締結する権限を委任する。

追加〔昭和五六年規則二九号〕、一部改正〔昭和五七年規則二七号・五八年二三号・六二年六号・平成十一年一八号・一三年二七号・一〇七号・一六年五九号・一八年八五号・二三年三四号〕

(専決)

第五条 部長及び課長等は、別表第一に定めるところにより、公有財産の事務に関し、専決することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、公有財産の事務のうち議会の議決を要する事項又は議会への報告を要する事項については、知事の決裁を受けるものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、公有財産の事務のうちことの重要又は異例に属する事項については、上司の決裁を受けるものとする。この場合において、決裁を求められた者は、自らこれを決裁し、又は更にその上司の決裁を求めなければならない。

一部改正〔令和三年規則五一号〕

(事務の総括)

第六条 総務部長は、公有財産に関する事務を総括する。

- 2 総務部長は、部長に対し、その管理する公有財産に関する事務について、報告を求め、又は実地について調査し、その結果に基づいて必要な措置を求めることができる。

(取得の計画)

第七条 部長は、毎年度四月二十日までに当該年度における公有財産の取得の計画について、公有財産取得計画書（別記第一号様式）により、総務部長に報告しなければならない。

一部改正〔平成一九年規則五〇号〕

(登記及び登録)

第八条 公有財産のうち、登記又は登録を要するものは、遅滞なく登記又は登録を行なわなければならない。

(価格の評定)

第九条 公有財産の評価は、時価による。

- 2 公有財産の時価を評定するときは、不動産鑑定士又はこれに準ずる専門的な知識を有する者の意見及び売買の実例を参考とし、当該公有財産の品位及び立地条件等を総合的に考慮して価格を算出しなければならない。

第二章 取得

(取得前の措置)

第十条 公有財産を取得する場合において、当該公有財産に私権の設定等による義務が付帯しているときは、あらかじめこれを消滅させなければならない。ただし、特別な事由がある場合は、この限りでない。

(取得の手続)

第十一条 公有財産の取得(借受けによる取得を含む。)をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を作成しなければならない。

- 一 公有財産評価調書
 - 二 設計書を作成すべきときは、設計書
 - 三 相手方の財産の処分についての承諾書(当該処分について監督官庁の許可又は認可を必要とするときは、その許可書又は認可書の写しを含む。)及び相手方が法人である場合において財産の処分について当該法人の機関の議決を必要とするときは、その議決書の写し
 - 四 相手方の住民票の写し(相手方が法人であるときは、当該法人の定款、寄附行為又は規約の写し及び登記事項証明書)
 - 五 寄附により取得するときは、寄附申込書(別記第二号様式)
 - 六 建物の取得(借受けによる取得を含む。)をする場合において当該建物の敷地が借地であるときは、当該敷地の使用についての借地権設定者の承諾書
 - 七 取得する財産が登記又は登録を要するときは、その登記事項証明書又は登録の帳簿の謄本若しくは抄本
 - 八 取得に係る契約書の案
 - 九 取得する財産の現状を表示する図面
 - 十 その他必要な書類及び図面
- 2 寄附による財産を受納するときは、寄附申込者に対し寄附受入書(別記第三号様式)を交付するものとする。

一部改正〔昭和五六年規則二九号・平成一七年二五号・一九年五〇号・令和四年七四号〕

(公有財産の受領)

第十二条 公有財産を取得するときは、相手方とともに実地について確認のうえ引渡しを受けるものとする。

(代金の支払)

第十三条 公有財産を取得するときは、登記又は登録を要するものにあつては、その登記又は登録を完了した後、その他のものにあつては引渡しを受けた後でなければ代金を支払うことができない。ただし、特別な事由がある場合は、この限りでない。

第三章 管理

第一節 通則

(公有財産の管理)

第十四条 公有財産は、常にその現況を調査し、特に次の事項に注意して適正な管理に努めなければならない。

- 一 公有財産の使用目的
- 二 土地にあつては、その境界
- 三 建物にあつては、電気、ガス、給排水、避雷等の施設
- 四 使用を許可し、又は貸し付けた公有財産にあつては、その使用状況
- 五 公有財産台帳及びその付属図面と公有財産の現況との照合

(公有財産の保険)

第十五条 建物、工作物、船舶、山林等は、その経済性を考慮して、別に定めるところにより、適当な損害保険に付するものとする。

一部改正〔昭和五六年規則二九号・平成三年二六号〕

(居住の禁止)

第十六条 公有財産のうちその用途が宿舍以外のものには、職員その他の者を居住させてはならない。ただし、公有財産の管理のために居住させる必要がある場合又は総務部長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(所管換え等)

第十七条 所管換え、会計換え又は所属換え(公有財産を管理する者を変更する場合に限る。)をしようとするときは、新たにその公有財産を管理することとなる者と協議しなければならない。

- 2 所管換え、会計換え又は所属換えをすることとなつたときは、公有財産引継書(別記第四号様

式)に必要な書類及び図面を添えてその公有財産を引き継がなければならない。

- 3 前各項の規定は、引継ぎの場合に準用する。この場合において、前項の規定中「引き継がなければならない」とあるのは「引き継ぐものとする」と読み替えるものとする。

一部改正〔昭和五六年規則二九号・平成一九年五〇号・令和四年七四号〕

(供用)

第十八条 公有財産は、その用途又は目的を妨げない限度において供用することができる。

- 2 前項の規定により公有財産を供用しようとする者は、当該公有財産を管理している者と協議しなければならない。

一部改正〔昭和五六年規則二九号・平成一九年五〇号・令和四年七四号〕

(現状変更)

第十九条 公有財産の現状変更をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を作成しなければならない。

- 一 変更前及び変更後の公有財産の状況を表示する図面
- 二 移築し、移転し、又は移設する場所が借地であるときは、第十一条第一項第六号に掲げる書類

一部改正〔平成一九年規則五〇号・令和四年七四号〕

第二節 行政財産の使用の許可

(許可の基準)

第二十条 行政財産は、次の各号の一に該当する場合に限りその使用を許可することができる。

- 一 国又は他の地方公共団体が、県の事務に直接関連のある事務の用に供するとき。
- 二 当該行政財産を使用し、又は利用する者のために必要な食堂、売店等の用に供するとき。
- 三 電気事業、水道事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するとき。
- 四 公共的団体が県の施策の推進に協力するための事業の用に供するとき。
- 五 社会教育のために使用するとき。
- 六 その他特に必要があると認めるとき。

(許可の申請)

第二十一条 行政財産の使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書(別記第五号様式)に必要な書類を添えて知事又は出先機関の長に提出しなければならない。

- 2 前項の行政財産使用許可申請書には、許可を受けようとする者が法人であるときは、定款、寄附行為、規則又は規約の写しを添えなければならない。ただし、更新に係る行政財産の使用許可を受けようとするときは、この限りでない。

一部改正〔昭和五七年規則二七号・平成一五年七四号・一九年五〇号〕

(許可の手続)

第二十二条 第二十条の規定による行政財産の使用の許可は、次の各号に掲げる事項を記載した行政財産使用許可書(別記第六号様式)を申請者に交付して行う。

- 一 使用の許可に係る行政財産の所在、種類及び数量
- 二 使用の目的及び方法
- 三 使用の許可の期間
- 四 現状の変更の禁止又は制限
- 五 他の者に使用させることの禁止
- 六 使用料及び延滞金並びに使用料の不還付
- 七 光熱水費等必要経費の負担の方法
- 八 使用の許可の取消し又は変更
- 九 原状回復の義務
- 十 その他必要な事項

一部改正〔平成一九年規則五〇号・令和四年七四号〕

(許可の変更)

第二十三条 第二十条の規定による行政財産の使用の許可については、当該許可を受けた者(以下「使用者」という。)からの申請により特に必要があると認められるときは、その許可の内容を変更することができる。

- 2 前項の許可の変更の申請は、行政財産使用許可変更申請書(別記第七号様式)を提出して行わな

なければならない。

3 第一項の許可の変更は、行政財産使用許可変更書（別記第八号様式）を交付して行う。

一部改正〔昭和五六年規則二九号・平成一九年五〇号・令和四年七四号〕

（許可期間）

第二十四条 行政財産の使用の許可の期間は一年以内とする。ただし、電柱、水道管、ガス管等恒久的な施設を設けるために使用する場合、その他特別な理由がある場合は、この限りでない。

（使用許可財産の返還）

第二十五条 使用の許可に係る行政財産の返還を受けるときは、当該行政財産の現状を調査し、使用者とその現状を確認した後、その引渡しを受けなければならない。

2 部長は、前項の規定による調査により引渡しを受ける行政財産にかしを発見したときは、その理由を調査し、当該かしが使用者の責めに帰すべきものであるときは、直ちに総務部長に協議し必要な措置をとらなければならない。

第三節 行政財産の貸付け等

追加〔昭和四九年規則七三号〕

（貸付けの申請）

第二十六条 行政財産の貸付けを受けようとする者は、行政財産貸付申請書（別記第九号様式）に定款、寄附行為、規則又は規約の写しその他必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

追加〔昭和四九年規則七三号〕、一部改正〔平成一五年規則七四号・一九年五〇号〕

（準用）

第二十六条の二 第二十八条から第三十五条までの規定は、行政財産の貸付けについて準用する。

追加〔昭和四九年規則七三号〕、一部改正〔平成一九年規則五〇号〕

（地上権及び地役権の設定）

第二十六条の三 地上権又は地役権の設定により行政財産である土地を使用させる場合は、行政財産の貸付けの例によるものとする。

追加〔昭和四九年規則七三号〕、一部改正〔平成一九年規則五〇号〕

第四節 普通財産の貸付け

一部改正〔昭和四九年規則七三号〕

（貸付けの申請）

第二十七条 普通財産の貸付けを受けようとする者は、普通財産貸付申請書（別記第十号様式）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の普通財産貸付申請書には、貸付けを受けようとする者が法人であるときは、定款、寄附行為、規則又は規約の写しを添えなければならない。

一部改正〔平成一五年規則七四号・一九年五〇号・二三年三四号〕

（貸付けの手續）

第二十八条 普通財産の貸付けは、契約書により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する普通財産の貸付けは、普通財産貸付承認書（別記第十一号様式）を交付して行うことができる。

一 電柱、水道管、ガス管その他これらに類するものの設置を目的とする貸付け

二 貸付期間が一月以内の短期間の貸付け

三 その他前各号に掲げる貸付けに準ずると認められる貸付け

一部改正〔昭和四九年規則七三号・五六年二九号・平成三年二六号・一九年五〇号・令和四年七四号〕

（貸付期間）

第二十九条 普通財産は、次の各号に掲げる区分に応じ、第一号から第三号まで、第五号及び第六号にあつては当該各号に定める期間を超えて、第四号にあつては同号に定める期間以上の期間、貸し付けることができない。

一 建物の所有を目的とし、借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十二条に規定する定期借地権を設定して、土地を貸し付けるとき 五十年

二 前号及び第四号に掲げるもののほか、建物の所有を目的として土地を貸し付けるとき 三十年

三 植樹を目的として土地を貸し付けるとき 三十年

- 四 専ら事業の用に供する建物（居住の用に供するものを除く。）の所有を目的とし、借地借家法第二十三条に規定する事業用定期借地権等を設定して、土地を貸し付けるとき 五十年
- 五 前各号の目的以外の目的のために土地を貸し付けるとき 十年
- 六 土地以外の財産を貸し付けるとき 五年

2 前項各号（第一号及び第四号を除く。）の貸付期間は、更新することができる。この場合においては、更新の時からそれぞれ同項各号に定める期間を超えることができない。

一部改正〔昭和五六年規則二九号・平成一五年七四号・二〇年二八号〕

（貸付料の算定）

第三十条 普通財産の貸付料は、次の各号により算出した額を年額とする。ただし、第二十八条第二項第一号に掲げる普通財産の貸付料の額は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）別表第一に定める行政財産の使用料の額に相当する額とする。

- 一 土地貸付料 貸付けに係る土地の時価の百分の四の割合に相当する額。ただし、貸付期間が一月未満の貸付料については、当該額に百分の百十を乗じて得た額
- 二 建物貸付料 貸付けに係る建物の敷地である土地の時価の百分の四の割合に相当する額に百分の百十を乗じて得た額と、当該建物の時価の百分の十の割合に相当する額に百分の百十を乗じて得た額との合計額

2 貸付料は、物価の変動その他の事情の変更により貸付料の額が貸し付けた普通財産（以下「貸付財産」という。）の時価を考慮して相当でなくなつたときは、改定する。

一部改正〔昭和四九年規則七三号・平成元年八六号・九年六八号・二六年二三号・三一年一一号・令和四年七四号〕

（貸付料の納入時期）

第三十一条 貸付料は、契約で定める日までに当該年度分を前納させるものとする。ただし、やむを得ない理由により分納を必要とするとき、又は貸付けを受ける者が国若しくは地方公共団体であるときは、この限りでない。

（担保の提供等）

第三十二条 普通財産を貸し付ける場合において必要があるときは、貸付料の納入その他当該貸付けに係る債務の履行について相当の担保を提供させ、又は連帯保証人を立てさせるものとする。

（用途指定の貸付け）

第三十三条 普通財産を貸し付ける場合は、その用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定しなければならない。

（貸付契約の解除）

第三十四条 貸付財産について次の各号の一に該当する事由が生じたときは、その貸付契約を解除するものとする。

- 一 貸付財産を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- 二 普通財産の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が三箇月以上貸付料を滞納したとき。
- 三 借受人の管理が適当でないとき。
- 四 借受人が、前条の規定により指定された期日を経過してもなお貸付けを受けた普通財産をその用途に供せず、又はその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したとき。
- 五 その他借受人が貸付契約に違反したとき。

2 前項（第一号を除く。）の規定により契約を解除したときは、既に納入した貸付料は還付しない。

（貸付財産の返還）

第三十五条 第二十五条第一項の規定は、前条の規定又は貸付けの期間の満了により貸付財産の返還を受けるときに準用する。

（準用）

第三十六条 この節の規定は、地上権又は地役権の設定等普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合に準用する。

一部改正〔平成一九年規則五〇号〕

第五節 財産の借受け

追加〔昭和五六年規則二九号〕

(財産の借受けの手續)

第三十七条 土地又は建物を借り受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を作成しなければならない。

- 一 借り受けようとする土地又は建物の所有者の住所及び氏名を記載した書類（法人であるときは、その所在地、名称及び代表者の氏名を記載した書類並びに当該法人の定款、寄附行為、規則又は規約の写し）
- 二 借り受けようとする土地又は建物の明細（土地についてはその所在地、地番、地目及び面積、建物については所在地、種目、構造、建築面積及び延べ床面積）及びその利用計画を記載した書類
- 三 土地又は建物の貸付けについての承諾書並びに借受けによらなければならない理由、賃借料及びその積算の基礎を記載した書類
- 四 関係図面（現況図、土地についてはその位置図、実測図及び公図の写し、建物についてはその位置図、配置図、実測平面図又は設計図）
- 五 借受けに係る契約書の案

追加〔昭和五六年規則二九号〕、一部改正〔平成一五年規則七四号・一九年五〇号・令和四年七四号〕

第四章 処分

第一節 売払い等

追加〔昭和六二年規則六号〕

(処分の申請)

第三十八条 普通財産の処分（信託の場合を除く。）を受けようとする者は、普通財産処分申請書（別記第十二号様式）に住民票の写し（法人にあつては、定款、寄附行為又は規約の写し及び登記事項証明書）その他必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和六二年規則六号・平成一七年二五号・一九年五〇号〕

(処分の手続)

第三十九条 普通財産の売払い又は譲与をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を作成しなければならない。

- 一 公有財産評価調書
 - 二 売払い又は譲与に係る契約書の案
 - 三 当該普通財産の現状を表示する図面
 - 四 第四十一条第一項の規定による延納の申請があつたときは、同項に規定する普通財産売払代金等延納申請書
 - 五 その売払いが一般競争入札によるときは、その場所、期日、公告の方法等を記載した書類
 - 六 その売払いが指名競争入札によるときは、その場所、期日並びに指名競争入札に参加する者の住所及び氏名を記載した書類
 - 七 その他必要な書類及び図面
- 2 普通財産の交換をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を作成しなければならない。
- 一 交換により取得する財産及び交換により引き渡す財産の公有財産評価調書
 - 二 財産の交換についての承諾書（当該交換について監督官庁の許可又は認可を必要とするときは、その許可書又は認可書の写しを含む。）及び当該財産の所有者が法人である場合であつて、当該財産の交換について当該法人の機関の議決を必要とするときは、その議決書の写し
 - 三 交換により取得する財産の所有者が交換差金を放棄する場合にあつては、交換差金を放棄する旨の文書
 - 四 交換契約書案
 - 五 交換により取得する財産及び交換により引き渡す財産の現状を表示する図面及び公図の写し
 - 六 登記事項証明書
 - 七 その他必要な書類及び図面
- 3 建物等の取壊しをしようとするときは、物件の公有財産評価調書その他必要な書類及び図面を作成しなければならない。

一部改正〔昭和五六年規則二九号・平成一七年二五号・一九年五〇号・令和四年七四号〕
(処分財産の引渡し)

第四十条 普通財産の処分をするときは、処分の相手方とともに実地について確認のうえ、当該普通財産を引渡し、相手方から受領書を徴するものとする。

(延納)

第四十一条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十九条の七第二項の規定により売払代金又は交換差金の延納の申請をしようとする者は、普通財産売払代金等延納申請書(別記第十三号様式)を提出しなければならない。

2 前項に規定する延納の特約をする場合において担保を徴するときは、国債証券、地方債証券等の確実な担保を徴するものとする。

3 第一項に規定する延納については、年七・五パーセントの利息を付するものとする。ただし、国、他の地方公共団体その他公共団体に対して処分をする場合であつて、特に必要と認めるときは、この限りでない。

一部改正〔昭和四五年規則六八号・四九年七三号・六二年六号・平成一九年五〇号・二〇年二八号〕

(用途指定の処分)

第四十二条 普通財産の処分をする場合においてこれを特定の用途に供させるときは、その用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定し、かつ、その期日まで又は期間内に、当該用途に供しない場合における処分の価格による買戻しの特約をし、その登記をしなければならない。ただし、国又は他の公共団体に対して処分をする場合その他知事がその必要がないと認める場合は、当該買戻しの特約をすることを要しない。

一部改正〔平成一九年規則五〇号〕

第四十二条の二 削除

〔令和四年規則七四号〕

第二節 信託

追加〔昭和六二年規則六号〕

(信託)

第四十二条の三 普通財産である土地を信託しようとするときは、次の各号に掲げる書類を作成しなければならない。

- 一 契約書の案
- 二 事業計画書
- 三 収支計画書
- 四 資金計画書
- 五 その他必要な書類及び図面

2 普通財産のうち法第二百三十八条の五第三項に規定する国債等(以下「国債等」という。)を信託しようとするときは、契約書の案を作成しなければならない。

追加〔昭和六二年規則六号〕、一部改正〔平成一九年規則五〇号・令和四年七四号〕

(信託期間)

第四十二条の四 信託期間は、二十年を超えることができない。

2 前項の信託期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから二十年を超えることができない。

追加〔昭和六二年規則六号〕

第四章の二 協議

追加〔昭和五六年規則二九号〕

(行政財産の貸付け等に係る協議)

第四十二条の五 部長は、法第二百三十八条の四第二項第一号、第三号若しくは第四号、第三項又は第四項の規定により行政財産の貸付けをしようとするときは、あらかじめ資産経営課長を経て総務部長に協議しなければならない。

追加〔平成一九年規則五〇号〕、一部改正〔平成二六年規則二三号〕

(信託又は信託の受益権の売買に係る協議)

第四十二条の六 部長は、普通財産である土地若しくは国債等を信託しようとするとき、又は財産の信託の受益権を売買しようとするときは、あらかじめ資産経営課長を経て総務部長に協議しなければならない。

追加〔昭和六二年規則六号〕、一部改正〔平成一九年規則五〇号・二六年二三号〕

(公の施設に係る協議)

第四十二条の七 部長は、公の施設（法第二百四十四条に定める施設をいう。）を構成する行政財産を取得し、又は処分しようとするときは、資産経営課長を経て総務部長に協議しなければならない。

追加〔昭和五六年規則二九号〕、一部改正〔昭和六二年規則六号・平成一九年五〇号・二三年三四号・二六年二三号〕

(取得等の協議)

第四十二条の八 教育委員会は、公有財産の取得又は行政財産の用途変更をしようとするときは、法第二百三十八条の二第二項の規定により、あらかじめ知事に協議しなければならない。次の各号に掲げる行為をしようとするときも、同様とする。

- 一 行政財産である土地の貸付け又はこれに対する地上権若しくは地役権の設定
- 二 三十日以上期間にわたる行政財産の使用許可（知事が別に定めるものを除く。）
- 2 前項の規定による協議は、知事が別に定める協議書に関係図書を添えてしなければならない。

追加〔昭和五六年規則二九号〕、一部改正〔昭和六二年規則六号・平成一九年五〇号〕

第五章 公有財産台帳

(公有財産台帳)

第四十三条 課長等は、行政財産及びこれに準ずる財産並びに第四条第五項において準用する第三条第二項の規定により管理の事務を分掌することとなる普通財産について公有財産台帳を整備し、異動のあつた都度、これを修正しなければならない。

- 2 資産経営課長は、普通財産（前項の普通財産を除く。）及びこれに準ずる財産について公有財産台帳を整備し、異動のあつた都度、これを修正しなければならない。
- 3 前各項の規定による公有財産台帳の整備及び修正は、財産ごとに、財産管理システムに、価格その他の知事が別に定める公有財産の管理、運用等に必要な事項を記録することにより行うものとする。

一部改正〔昭和五六年規則二九号・五八年八四号・平成一九年五〇号・二六年二三号・令和四年七四号〕

(公有財産の区分等)

第四十四条 公有財産台帳に記録する公有財産の区分、種目及び数量の単位は別表第二、公有財産の増減事由の用語は別表第三のとおりとする。

一部改正〔平成一九年規則五〇号〕

(台帳価格)

第四十五条 公有財産台帳に記録する公有財産の価格（以下「台帳価格」という。）は、購入に係るものにあつては購入価格、交換に係るものにあつては交換当時の評価価格、収用に係るものにあつては、補償の金額、その他のものにあつては次の区分によつてこれを定める。

- 一 土地については、類似の土地の時価を考慮して算定した金額
- 二 立木竹については、材積に単価を乗じて得た金額。ただし、庭木その他材積を基準として算定することが適当でないものについては見積価格
- 三 工作物、船舶その他の動産及び建物については、建築費又は製造費。ただし、建築費又は製造費によるものが適当でないものについては見積価格
- 四 法第二百三十八条第一項第四号及び第五号に掲げる権利については、取得価格又は見積価格
- 五 法第二百三十八条第一項第六号に掲げる有価証券については、券面額
- 六 法第二百三十八条第一項第七号に掲げる権利については、出資又は出捐（えん）の金額
- 七 法第二百三十八条第一項第八号に掲げる財産の信託の受益権については、信託した財産の価格を基に算定した価格

一部改正〔昭和六二年規則六号・平成一九年五〇号〕

(台帳価格の改定)

第四十六条 課長等は、公有財産を毎年その年の三月三十一日の現況において評価し、その評価した価格が台帳価格と異なるときは、台帳価格を改定しなければならない。

一部改正〔昭和五六年規則二九号・平成三年二六号・一九年五〇号〕

(付属図面)

第四十七条 第四十三条第一項又は第二項の規定により公有財産台帳を整備する場合は、財産ごとに、次の各号に掲げる図面のうち、公有財産の区分に応じ、必要なものを作成し、備え置かなければならない。

- 一 実測求積図
- 二 公図の写し
- 三 位置図
- 四 平面図
- 五 配置図

2 前項の規定により作成した図面は、これに記載した公有財産の異動の都度必要により修正するものとする。この場合においては、異動前のものとの関係を明らかにしておかなければならない。

一部改正〔平成一九年規則五〇号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十五年一月一日から施行する。

(経過規定)

2 この規則施行の際、改正前の千葉県財務規則の規定に基づき、既に使用を許可した行政財産及び貸し付けた普通財産については、当該許可又は貸付けの残存期間内に限り、なお従前の例による。

3 平成十七年四月二十日から同日において欠けている副知事が選任されるまでの間の別表第一の規定の適用については、同表その一（取得）の表中「副知事」とあるのは「部長」と、別表第一その二（管理）の表処理形態の項中「副知事」とあるのは「部長（会計換え代金を減額する場合、使用料を減額する場合及び貸付料を減額する場合にあつては、副知事）」と、同表会計換えの項中「副知事の」とあるのは「部長の」と、「副知事に」とあるのは「部長に」と、同表使用許可の項及び貸付けの項中「副知事の」とあるのは「部長の」と、別表第一その三（処分）の表処理形態の項中「副知事」とあるのは「部長（売払代金を減額する場合にあつては、副知事）」と、同表売払いの項中「副知事の」とあるのは「部長の」と、「副知事に」とあるのは「部長に」とする。

追加〔平成一七年規則一一四号〕

(千葉県財務規則の一部改正)

4 千葉県財務規則（昭和三十九年千葉県規則第十三号の二）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第二節 取得、管理及び処分（第二百四条―第二百七条）

第三節 事務処理（第二百八条―第二百四十五条）

」

を

「 第二節 削除（第二百四条―第二百七条）

第三節 削除（第二百八条―第二百四十五条）

」

に改める。

第百九十五条を次のように改める。

(公有財産の取扱い)

第百九十五条 公有財産の取扱いについては、千葉県県有財産及び議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和三十九年千葉県条例第二号）に定めるもののほか、別に規則で定めるところによる。

第百九十六条から第二百三条までを次のように改める。

第百九十六条から第二百三条まで 削除

第十二章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第二百四条から第二百七条まで 削除

第十二章第三節を次のように改める。

第三節 削除

第二百八条から第二百四十五条まで 削除

別表第四及び別表第五を削る。

様式目次中百十七の項から百二十四の項までを次のように改める。

百十七から 百二十四まで	削除
-----------------	----

別記第百十七号様式から第百二十四号様式までを次のように改める。

第117号様式から第124号様式まで 削除

一部改正〔平成一七年規則一一四号〕

- 5 令和二年四月一日から同月三十日までの間の第五条第一項及び別表第一の規定の適用については、同項中「部長」とあるのは「部長（千葉県組織規程第十七条第八項の規定により健康福祉部に置かれる理事を含む。）」と、「事務」とあるのは「事務（健康福祉部に置かれる理事にあっては、健康福祉部長が指定する事項に限る。）」とし、別表第一その一（取得）専決区分の欄、同表その二（管理）専決区分の欄及び使用許可の項並びに同表その三（処分）専決区分の欄中「部長」とあるのは「部長（千葉県組織規程第十七条第八項の規定により健康福祉部に置かれる理事を含む。）」とする。

追加〔令和二年規則二一号〕

（昭和四十五年十月十五日規則第六十八号抄）

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第二十条 第二条、第五条、第十条、第十二条、第十五条及び第十八条の規定による改正後の規則に定める延滞利子、延滞金又は違約金の額の計算につきこれらの規則に定める年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

附 則（昭和四十五年十月十五日規則第六十八号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（老人福祉法第十一条の規定による措置に要する費用の徴収に関する規則等の一部改正に伴う経過措置）
- 3 （前略）第十八条の規定による改正後の次に掲げる規則の規定は、その納入期限、支払期日又は指定期日（以下「納入期限等」という。）が施行日以後に到来する費用、支払金又は使用料（以下「費用等」という。）に係る延滞金又は違約金の額の計算について適用し、同日前にその納入期限等が到来した費用等に係る延滞金又は違約金の額の計算については、なお従前の例による。
- 一 老人福祉法第十一条の規定による措置に要する費用の徴収に関する規則第五条
 - 二 千葉県中小企業共同工場譲渡規則第十二条第一号及び第二号
 - 三 千葉県公有財産管理規則別記第八号様式
- 附 則（昭和四十九年十月二十一日規則第七十三号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五十六年四月一日規則第二十九号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五十七年四月一日規則第二十七号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五十八年四月一日規則第二十三号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五十八年十一月二十五日規則第八十四号）
この規則は、昭和五十八年十二月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年三月三日規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年八月三十日規則第八十六号）

この規則は、平成元年十月一日から施行する。

附 則（平成三年三月二十九日規則第二十六号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成九年八月八日規則第六十八号）

この規則は、平成九年十月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二十三日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定（別表第一その二使用許可の項更新の目の改正規定及び同表貸付けの項更新の目の改正規定を除く。）は平成十一年四月一日から、第二条の規定（別表第一その二使用許可の項更新の目の改正規定及び同表貸付けの項更新の目の改正規定に限る。）は同月二日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十三年三月二十七日規則第二十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年十一月二日規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年四月一日規則第七十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日規則第五十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十七年四月十九日規則第百十四号）

この規則は、平成十七年四月二十日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第八十五号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月三十日規則第五十号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県公有財産管理規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十年三月三十一日規則第二十八号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日規則第三十四号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年五月三十一日規則第六十九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県公有財産管理規則別記第十一号様式の規定は、この規則の施行の日以後に交付される普通財産貸付承認書について適用し、同日前において交付された普通財産貸付承認書については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十六年三月三十一日規則第二十三号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月三十一日規則第二十号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月四日規則第六十二号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月十五日規則第十一号)

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月三十一日規則第二十一号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年九月三十日規則第五十一号)

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

附 則 (令和四年九月三十日規則第七十四号)

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

別表第一 (第五条第一項)

その一 (取得)

区分	処理形態		専決区分		回議区分	備考
			部長	課長等	資産経営課長	
土地建物	購入	建設事業に係るもの	五千万円以上	五千万円未満	五千万円以上	
		その他	三百万円以上	三百万円未満	三百万円以上	
	借受け		千万円以上	千万円未満		
	寄付		全部		全部	
立木竹			三百万円以上	三百万円未満	三百万円以上	
工作物			五百万円以上	五百万円未満	五百万円以上	工事請負費に係るものを除く。
船舶 航空機			全部		全部	工事請負費に係るものを除く。
地上権 地役権			全部		全部	
知的財産 権			全部		全部	
有価証券			五百万円以上	五百万円未満	五百万円以上	
財産信託 の受益権			全部		全部	

その二 (管理)

処理形態	専決区分		回議区分	備考
	部長	課長等	資産経営課長	
所管換え 引継ぎ 分類換え	千万円以上	千万円未満	千万円以上	
会計換え	千万円未満 (会)	千万円未満 (会)	千万円未満 (会)	

		計換え代金を減額する場合を除く。)以外のもの	計換え代金を減額する場合を除く。)	計換え代金を減額する場合を除く。)以外のもの	
所属換え		全部		千万円以上	公有財産を管理する者を変更する場合に限る。
用途変更		千万円以上	千万円未満	千万円以上	
現状変更		全部			
供用		全部			
使用許可	新規	第四条の二第一項各号に掲げるもの以外のもの	第四条の二第一項各号に掲げるもの	第四条の二第一項各号に掲げるもの以外のもの	使用料を減額する場合には、専決区分にかかわらず、部長の決裁を受けるものとする。
	更新	第四条の二第一項各号に掲げるもの以外のもの	第四条の二第一項各号に掲げるもの		
貸付け	新規	全部		全部	
	更新	第二十八条第二項に係る物件以外のもの	第二十八条第二項に係る物件		
許諾		全部		全部	

その三 (処分)

処理形態	専決区分		回議区分	備考
	部長	課長等	資産経営課長	
売払い	三百万円未満 (売払代金を減額する場合を除く。)以外のもの	三百万円未満 (売払代金を減額する場合を除く。)	三百万円未満 (売払代金を減額する場合を除く。)以外のもの	
交換	三百万円以上	三百万円未満	三百万円以上	交換物件のうちいずれか高い方の価額による。
取壊し	三百万円以上	三百万円未満	三百万円以上	
借受契約の解除	千万円以上	千万円未満		
信託	全部		全部	

全部改正〔令和三年規則五一号〕、一部改正〔令和四年規則七四号〕

別表第二 (第四十四条)

公有財産区分種目表

区分	種目	数量単位	摘要
土地	敷地	平方メートル	住宅地以外の建物の用に供されている土地をいう。 公舎、職員住宅、県営住宅等の用に供されている土地をいう。
	宅地	平方メートル	
	田	平方メートル	
	畑	平方メートル	

	池沼	平方メートル	一般の交通の用に供する道路（道路法による道路以外の道路を含む。）の用に供されている土地をいう。
	山林	平方メートル	
	牧野	平方メートル	
	原野	平方メートル	
	ため池	平方メートル	
	保安林	平方メートル	
	公衆用道路	平方メートル	
	公園	平方メートル	
	雑種地	平方メートル	
立木竹	樹木	本	庭木その他材積を基準としてその価格を算定することが適当でないもの（苗畑にあるものを除く。）材積を基準として価格を算定することが適当であるもの 長さ百五十センチメートル、結束九十センチメートルをもつて一束とする。
	立木	立方メートル	
	竹	束	
建物	事務所	平方メートル	庁舎、学校、病院、図書館等をいう。
	住宅	平方メートル	公舎、職員住宅、県営住宅等をいう。
	工場	平方メートル	
	倉庫	平方メートル	
	車庫	平方メートル	
	雑屋	平方メートル	他に該当しないもの
工作物（建物附属設備を除く。）	門	個	柵、垣、生垣等を含む。 一団の築山、置石、泉水等をもつて一個とする。 貯水池、井戸等をいい、その一箇所をもつて一個とする。 石敷、れんが敷、コンクリート敷、木塊舗等をいう。 電灯、水銀灯等（附属設備を含む。）であつて、建物以外の物に設置されたものをいい、その一式の設備をもつて一個とする。 水槽、油槽、ガス槽等をいう。
	塀	メートル	
	築庭	個	
	池井	個	
	舗床	平方メートル	
	照明装置	個	
	望楼	個	
	貯槽	個	

	橋梁（りょう）	個	陸橋及び歩道橋を含む。
	つり橋	個	
	土留	メートル	
	射場	個	
	岸壁	メートル	
	電柱	本	
	電信柱	本	
	焼却炉（腐食性を有する気体の影響を受けるものに限る。）	基	
	焼却炉（腐食性を有する気体の影響を受けるものを除く。）	基	
	ドック	個	浮ドックを含む。
	軌道	メートル	
	信号機	個	
	通信設備	個	一式の設備をもつて一個とする。
	鉄塔	基	
	トンネル	メートル	
	掲揚柱	本	
	スタンド	個	一式の設備をもつて一個とする。
	スポーツ場の排水その他の土工施設	個	一式の施設をもつて一個とする。
	ネット設備	個	一式の設備をもつて一個とする。
	水泳プール	個	一式の設備をもつて一個とする。
	遊戯設備（児童用のものに限る。）	個	一式の設備をもつて一個とする。
	遊戯設備（児童用のものを除く。）	個	一式の設備をもつて一個とする。
	サイロ	個	
	堤防	メートル	
	栈橋	個	浮栈橋を除く。
	諸標	個	
	その他	個	他に該当しないもの
工作物（建物附属設備	電気設備（蓄電池電	個	一式の設備をもつて一個とする。

に限る。)	源設備に限る。)		
	電気設備 (蓄電池電源設備を除く。)	個	一式の設備をもつて一個とする。
	給排水設備	個	一式の設備をもつて一個とする。
	衛生装置	個	し尿浄化装置をいい、その一式の装置をもつて一個とする。
	ガス設備	個	一式の設備をもつて一個とする。
	冷暖房設備 (冷凍機の出力が二十二キロワット以下のものに限る。)	個	一式の設備をもつて一個とする。
	冷暖房設備 (冷凍機の出力が二十二キロワット以下のものを除く。)、通風設備又はボイラー設備	個	一式の設備をもつて一個とする。
	エレベーター	基	
	エスカレーター	基	
	消火設備、排煙設備又は災害報知設備及び格納式避難設備	個	一式の設備をもつて一個とする。
	エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	個	一式の設備をもつて一個とする。
	アーケード又は日よけ設備(主として金属製のものに限る。)	個	一式の設備をもつて一個とする。
	アーケード又は日よけ	個	一式の設備をもつて一個とする。

	設備（主として金属製のものを除く。） 店用簡易装備 可動間仕切り（簡易なものに限る。） 可動間仕切り（簡易なものを除く。） その他（主として金属製のものを限る。） その他（主として金属製のものを除く。）	個 個 個 個 個	一式の設備をもつて一個とする。 一式の設備をもつて一個とする。 一式の設備をもつて一個とする。
船舶	汽船 帆船 雑船	総トン 総トン 総トン	機関によつて推進する船舶をいう。 補助機関を備えるものを含む。 他に該当しないもの
航空機	飛行機 ヘリコプター グライダー その他	機 機 機 機	
地上権等	地上権 地役権 鉱業権 採石権 租鉱権 漁業権 入漁権 その他	平方メートル 平方メートル 平方メートル 平方メートル 平方メートル 平方メートル 平方メートル 平方メートル	
特許権等	特許権 著作権 商標権	件 件 件	

	実用新案権 意匠権 育成者権 その他	件 件 件 件	
有価証券等	株券 社債券 国債証券 地方債証券 受益証券 出資証券 出資による 権利	株 口 口 口 口 口 円	
財産信託の 受益権	賃貸型不動 産信託の受 益権 分譲型不動 産信託の受 益権 国債等の信 託の受益権	件 件 件	

一部改正〔昭和六二年規則六号・平成一九年五〇号・令和四年七四号〕

別表第三（第四十四条）

公有財産増減事由用語表

区分	増加事由	減少事由	摘要
共通	購入 寄付 譲与 交換 買戻し 契約解除 時効取得 引継ぎ 分類換え 所属換え 用途変更 評価換え 登載漏れ 誤記訂正	売払 譲与 交換 出資 契約解除 時効喪失 滅失 所管換え 会計換え 分類換え 所属換え 用途変更 評価換え 登載漏れ 誤記訂正	無償で譲渡し、又は国から無償で譲渡されることをいう。 陥没、流失、沈没、倒壊、朽廃、亡失等により滅失するときに限る。
土地	埋立造成 信託契約終了 換地	信託 換地	土地改良事業又は土地区画整理事業による換地をいう。

立木竹	収用 実測 形質変更 種目変更 新規登録 信託契約終了 収用 実査	収用 実測 形質変更 種目変更 信託 収用 実査	新たに公有財産とすることをいう。
建物	種目変更 新築 増築 改築 移築 移転	伐採 盗採 種目変更 改築 移築 移転	実際の調査により材積に増減の生ずることをいう。 建物の全部又は一部を取り壊し、主としてその材料を使用して従前の位置に建築することをいう。 建物の全部又は一部を取り壊し、主としてその材料を使用して異なる位置に建築することをいう。 建物の原形を維持してその位置を変更したとき。
工作物	信託契約終了 従物新設 従物増設 従物移設 従物改設 修繕 種目変更 新設 増設 移設 改設 修繕	取壊し 信託 従物移設 種目変更 移設	
船舶	信託契約終了 種目変更 新造 改造 属具取付け 修繕	取壊し 信託 種目変更 属具除去	
地上権等	設定	取壊し	
特許権等	登録	消滅 まつ消 消滅	
有価証券等	出資	出資金回収 出資による権利の消滅	

	増資 株式無償交付 株式配当 株式分割	資本減少 株式併合 株式消却	資本の減少を伴わない場合に限る。 資本の減少を伴わない場合に限る。
--	------------------------------	--------------------------	--------------------------------------

一部改正〔昭和五六年規則二九号・六二年六号〕

別 記

第一号様式

(第七条)

一部改正〔昭和57年規則27号・平成19年50号〕

第二号様式

(第十一条第一項)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号・17年25号・19年50号・令和3年51号〕

第三号様式

(第十一条第二項)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成17年25号・19年50号〕

第四号様式

(第十七条第二項)

全部改正〔昭和56年規則29号〕、一部改正〔平成19年規則50号・令和4年74号〕

第五号様式

(第二十一条)

一部改正〔昭和53年規則18号・56年29号・平成11年89号・19年50号・令和3年51号〕

第六号様式

(第二十二条第一項)

一部改正〔昭和45年規則68号・56年29号・58年84号・平成19年50号・26年23号・27年62号・令和4年74号〕

第七号様式

(第二十三条第二項)

一部改正〔昭和53年規則18号・56年29号・平成11年89号・19年50号・令和3年51号〕

第八号様式

(第二十三条第三項)

一部改正〔昭和56年規則29号・平成19年50号・26年23号・27年62号〕

第九号様式

(第二十六条)

追加〔昭和49年規則73号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・平成19年50号・令和3年51号〕

第十号様式

(第二十七条)

一部改正〔昭和53年規則18号・平成19年50号・令和3年51号〕

第十一号様式

(第二十八条第二項)

追加〔昭和49年規則73号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・平成3年26号・19年50号・25年69号・26年23号・令和4年74号〕

第十二号様式

(第三十八条)

一部改正〔平成3年規則26号・19年50号・令和3年51号〕

第十三号様式

(第四十一条第一項)

一部改正〔昭和49年規則73号・53年18号・平成3年26号・19年50号・令和3年51号〕